

## 募集要項

### 「きょうと地域力アップおうえんフェア」運営業務に係る企画提案募集要項

「きょうと地域力アップおうえんフェア」運営業務について、次のとおり企画提案を募集します。

#### 1 委託業務名

「きょうと地域力アップおうえんフェア」運営業務

#### 2 業務の内容

別紙「きょうと地域力アップおうえんフェア」運営業務委託仕様書のとおり

#### 3 応募資格

京都市契約事務規則第4条1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第2条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市内に事業所を有する者であること。
- (2) 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

#### 4 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日（木）

#### 5 運営経費

1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

#### 6 イベント会場の見学

日 時：平成27年8月20日（木）

※ 見学時間帯は、下記により申し込んだ参加希望者に対して、平成27年8月19日（水）午後1時までにFAX又はEメールでお知らせします。

場 所：ゼスト御池

申込み：会場見学を希望される場合は、平成27年8月18日（火）午後5時までに、FAX又はEメールで提出してください。（様式不問）

FAX：075-222-3042

Eメール：chiikizukuri@city.kyoto.jp

#### 7 参加意思確認書の提出

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加意思確認書を平成27年8月24日（月）午後5時までに、FAX又はEメールで当室に提出してください。

## 8 質問事項

本件業務に関する質問事項がある場合は、平成27年8月24日（月）午後5時までに、FAX又はEメールで当室に提出してください。（様式不問）

回答は、参加意思確認書の提出があった全ての業者に対して、平成27年8月27日（木）までにFAX又はEメールで送付します。

## 9 提案書の提出

(1) 提出締切 平成27年9月4日（金）午後5時（必着）

(2) 提出物 提案書、見積書及び業務実績一覧表※

※ 過去3年間において受託した類似業務（地方公共団体、民間企業等問わず）の実績一覧表（様式不問）

(3) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市文化市民局地域自治推進室

担当：市原，上田，小松原

電話：075-222-3049

## 10 提案の選定

(1) 審査

提案書に基づき、審査を実施します。

提案内容等については、当室から電話による質問や提案説明等の依頼を行う場合がありますので、御了解ください。なお、プロポーザルに参加する者が1社のみであっても、プロポーザルは成立します。

(2) 選定

本市は、提案者からの提案について次の契約相手選定基準に基づいて採点し、70点以上（100点満点）を獲得した提案者の中から最も高い点を獲得した事業者を受託候補者として選定します。

[契約相手選定基準]

評価項目	評価のポイント	配点
①独創性、 独自性	・ 提案書の内容が、独創的で有益な企画提案であるか ・ 分かりやすくアピールする企画内容か、集客に向けた工夫がされているか	30点
②業務の理 解度	・ 業務内容を十分に理解したうえでの的確な企画提案であるか	20点
③実施体制	・ 仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制であるか	20点

評価項目	評価のポイント	配点
④実現性	・ 事業実施のスケジュールが効果的であり，円滑に実施することができるか（限られた期間，費用で実施可能な企画提案であるか）	10点
⑤業務実績	・ これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績がどれだけあるか	10点
⑥費用の合理性	・ 提案内容の質の高さに応じた受託希望金額であるか	10点
合計		100点

### 1 1 通知及び契約の締結

- (1) 本市は，受託候補者に対して文書で通知し，受託候補者の提案書等を基に，受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し，これに基づき受託候補者と契約を締結します。ただし，両者の協議が整わない場合は，受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い，契約相手方を決定するものとします。
- (2) 受託候補者に選定されなかった事業者に対しては，その旨を文書で通知します。

### 1 2 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は，すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書，見積書等は，提案者に返却しません。
- (3) 提出された提案書等について，本市は提案者に無断で使用しません。